

(仮称) アクアピア2の整備に関する公募型サウンディング調査
【実施要領】

1 調査の趣旨

現在、熊谷市（以下「本市」という。）は（仮称）アクアピア2整備事業として隣接する（仮称）新熊谷衛生センターの整備時期に合わせて、水浴設備を有した施設を新たに整備するにあたり、基本構想及び基本計画を検討しています。

本調査は、基本構想・基本計画の策定に向け、導入機能等について民間事業者の皆様へ個別の対話にて御意見を頂くものです。

2 スケジュール

| 日 時 | 内 容 |
|---------------------|---------------------------------|
| 令和8年5月27日(水)17時まで | 参加申込み書等（様式1、様式2）の締切 |
| 令和8年6月2日(火)まで | 個別対話日時の決定・連絡 |
| 個別対話前営業日15時まで | 個別対話調書（様式3）の締切 |
| 令和8年6月8日(月)～6月9日(火) | 個別対話の実施 (午前：9時～12時、午後：1時～5時) |

3 調査の対象者

対象者は、本事業に参画する意向を有する法人または法人のグループとします。個人の応募はできません。

また、次に該当する事業者は、個別対話の参加の対象者として認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 熊谷市契約規則（平成17年規則第28号）第20条の2の規定により、市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者
- (6) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (7) 次のアからカまでのいずれかの場合に該当する者
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴

- 力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したと認められる者

4 参加申込

参加を希望される事業者は、令和8年5月27日(水)17時までに、様式1および様式2に必要事項を記入の上、「7 事務局」へEメールで提出してください。メールの件名は【<各法人名>(仮称)アクアピア2の整備に関する公募型サウンディング参加申込み】としてください。

様式1の受領後、「5 個別対話の実施」の日時について、調整の上、参加者に対し6月2日(火)までにEメールで御案内させていただきます。実施日時は、都合により希望に添えない場合もありますので、予め御了承ください。

なお、参加申込みに当たっては、様式1のとおり、事業概要書および個別対話にて知り得た情報に対する秘密保持誓約書を提出していただきます。

また、申込後に個別対話の参加者を変更する場合は、個別対話前営業日15時までに「7 事務局」へ様式2を再提出してください。

5 個別対話の実施

個別対話は、熊谷市役所(埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1)にて実施しますので、市役所6階603会議室東にお越しください。1法人につき1時間程度の対話を予定しています。

事業概要書の内容などを踏まえつつ、下記の事項について御意見等をお聞かせください。個別対話に当たり、様式3に御意見等を御記入の上、個別対話前営業日15時までにMicrosoft word形式で「7 事務局」へEメールで提出してください。メールの件名は【<各法人名>(仮称)アクアピア2の整備に関する公募型サウンディング調書提出】としてください。

なお、実際の個別対話の内容は様式3の内容に限定するものではありません。

【本市が本調査において確認したい事項】

「事業概要書(案)」の内容などを踏まえつつ、下記の事項について、御意見等をお聞かせください。

- (1) 参加意向について
- (2) 導入機能について
- (3) 事業方式について
- (4) リスク・課題について

(5) その他

6 留意事項

(1) 参加に要する費用

個別対話への参加に要する費用は参加事業者の負担とします。

(2) 個別対話の出席者

出席者は、1法人につき5名以内としてください。

個別対話は、本市職員数名程度、本調査の支援業務を受託するパシフィックコンサルタンツ株式会社のスタッフ数名程度により行います。

(3) 結果の公表

個別対話の結果は、令和8年7月頃に熊谷市 HP にて公表を予定しています。なお、公表内容については、事前に参加事業者へ内容確認を行い、ノウハウ・知見等の流出に留意します。

(4) 参加の辞退

参加申込み後に個別対話への参加を辞退する場合は、「7 事務局」へ E メールで連絡してください。

(5) その他

- ・今後予定している事業者公募を行う際、本個別対話への参加実績及び対話内容等が評価の対象として優位性をもつものではありません。
- ・本個別対話に参加しなかった場合でも、事業者公募に参加することは可能です。
- ・個別対話につきましては、録音させていただきます。
- ・必要に応じて、追加で個別対話（文書照会を含む）を行うことがあります。その際は御協力をお願いします。
- ・個別対話へは、一部または全員のオンライン参加も認めます。Web 接続用のスピーカーは市で用意します。ただし、その場合でも出席者は1法人につき5名以内としてください。

7 事務局（申込先）

パシフィックコンサルタンツ株式会社 社会イノベーション事業本部

PPP マネジメント部 PPP プロジェクト室

担当者：村田、横山

住 所：〒101-8462 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラススクエア

T E L : 03-6777-3956

F A X : 03-3296-0532

Eメール：kumagaya.aquapia2-survey@tk.pacific.co.jp

※本調査に関する問い合わせは、事務局までお願いします。

8 実施主体

熊谷市都市整備部 公園緑地課

担当者：白根、横田

住 所：〒360-0195 埼玉県熊谷市中曽根 654 番地 1